

第26回民間資金等活用事業推進委員会（概要）

日 時：平成23年8月24日（水）10:00～12:00

会 場：中央合同庁舎第4号館12階共用第1208特別会議室

出席者：渡委員長、宮本委員長代理、伊藤委員、小林委員、佐藤委員、根本委員、野田委員、野城委員、

赤羽専門委員、江口専門委員、小幡専門委員、嘉藤専門委員、滝口専門委員、土屋専門委員、野元専門委員、橋本専門委員

事務局：園田内閣府大臣政務官、小橋民間資金等活用事業推進室長、上田参事官、児玉補佐、武藤補佐、宮沢補佐

議事概要：

（1）はじめに（委員長からの提案）

○議事に入る前に、委員長より以下の提案があった。

- ・前回の委員会の後に東日本大震災が発生し、多くの公共施設が被害を受けた。その後、復興構想会議提言（6月）、復興基本方針（7月）の中にPFIの活用が掲げられたが、被災地では復興対応で人手が足りないという状況にある。そこで、復興段階におけるPFIの活用方法について実務的な検討を行うために、被災者の方々にも参加いただけるようなWGを本委員会の下に設置することとしたい。
- ・進め方・人選等の実務的なことについては、御一任いただきたい。

⇒全員了解。主なコメントは以下のとおり。

（C委員）そもそもPFIとは何かといった基本的なことが分かるようにすべき。

（E委員）PFIが迅速化できるようにすべき。

（D委員）PFIにとどまらず、PPPも含め幅広く検討すべき。

（F専門委員）被災地方公共団体は通常業務のみで手一杯であることから、できるだけ被災地方公共団体に負担にならないような形を工夫すべき。

（G専門委員）震災等の不可抗力が、PFI事業にどのような影響を与えるのか、実際の事例を踏まえ検討すべき。

（2）PFI法改正法について

○事務局より、資料1-1、1-2、1-3に基づいて説明。主なやりとりは下記のとおり。

【PFI法改正法施行時期について】

（C委員、H専門委員）震災復興に活用するためには、改正法の施行期限の11月末ぎりぎりに施行するのではなく、スケジュールの前倒しが必要ではないか。

（事務局）現在、法施行のための政令・府令の整備を進めているところだが、公共施設等運営権の登録の部分が非常に複雑であり、まだ実務関係各方面と意見交換を行いながら検

討を進める必要があることから時間がかかる。更に、パブリック・コメントの手続も必要である。

【基本方針、ガイドラインについて】

(J 専門委員) 公共施設等運営権と指定管理者制度の関係等を整理すると、ガイドラインが出されるのは次年度になるおそれがあり、実際の案件の進み方に影響を及ぼすのではないか。何らかの形で早めに内容を示してもらえないか。

(事務局) ガイドラインができなければ現場は運用を開始しないというのではなく、実務の現場の動きをガイドラインができる前からもサポートしながら、現場の運用を逆にガイドラインに反映させるという形で進めていきたいと考えている。

【その他】

(K 専門委員) 事業契約の内容は公表することとされたが、情報公開によって設計書や危機管理対応マニュアル等事業者のノウハウまで公表されて真似されることのないよう、公表される事業契約の内容については注意してほしい。

(事務局) 内閣府令やガイドライン等を定めていく過程で、事業者に過度に不利とならないような制度設計をしていきたい。

(3) モデルプロジェクトについて

○事務局より、資料 2-1 に基づいて、委員、専門委員からのヒアリング結果を紹介。その後、資料 2-2 に基づいて、事前にシートを提出した委員、専門委員から説明。主な意見は下記のとおり。

【モデルプロジェクトについて】

(b 委員) 複数の P F I 事業をやっている比較的大規模な自治体において、P F I 事業として採択したもの、しなかったものについて、網羅的に整理するため、自治体単位でモデルとなっていたらいい。

(c 委員) これまでの事業のベストプラクティスを選定し、モデル事業としてキーポイントを示してほしい。

(E 委員) 次の 10 年に向けて、再生可能エネルギー、被災地コミュニティの再生等、未来志向で選定してほしい。

(L 委員) 件数が少ないので、成功事例の収集、ボトルネック解消といったような特定の意図に基づいて選定すべき。

(d 専門委員) 担当者としてお墨付きがほしい部分について、モデルプロジェクトを通じて示してほしい。

(M 委員) 復興に当たっての住宅整備について、これまでの住宅の事例を利用して福祉や医療の複合化させた新しいものを提案して、できるところまで事業化すべきではないか。

(L 委員) 復興については国の補助金の割合が高く、自治体の P F I に対するインセン

ティブが低いので、今後の事業として被災地の復興を取り上げたいのであれば、復興住宅などで国が主導すべき。

○議論の後委員長より、具体的なモデルプロジェクトの選定については一任いただきたい、次回の委員会では具体的なモデルの内容をどう進めていくかということについて意見交換を行いたい旨考えているとの発言あり。

⇒全員了解。

(4)「中間的とりまとめ」に係る工程表について

○事務局より、資料3に基づいて説明。特段の意見なし。

以上

[問合せ先]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-9680, 9681